

資料2(その1)

成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する 条例施行規則に定める安全基準の測定方法の改正

環境対策課

1. 改正の概要

- ・安全基準の測定方法について、令和 7 年 3 月 31 日付け環境省告示第 37 号により告示された測定方法へ改正（別表第 1，別記第 7 号様式関係）。
- ・測定方法について、令和 7 年 3 月 31 日付け環境省告示第 36 号により告示された測定方法へ改正（別記第 21 号様式関係）。

2. 要旨

土壤の汚染に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号）等（以下「環境基準等」という。）において引用している日本産業規格 JISK0102（工場排水試験方法）が、JISK0101（工業用水試験方法）と統合され、JISK0102（-1, -2, -3, -4, -5）工業用水・工場排水試験方法として、新たに 5 部編成の規格群として令和 6 年 10 月 21 日に分冊化が行われました。

また、分冊化に伴い、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した分析方法が新たに導入されました。

これらに伴い、環境基準等について、一部改正が令和 7 年 3 月 31 日に告示されたことから、同様に規格番号の変更等をするため、成田市土地の埋立て等及び土砂等の土質の規制に関する条例施行規則いわゆる土質規則の一部を改正するものです。

※改正内容・・・「条例施行規則新旧対照表」を参照

成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
(安全基準) 第2条 条例第7条第1項の規則で定める安全基準は、 <u>別表第1</u> の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるとおりとする。 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、 <u>別表第1</u> の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。 (許可の申請等)	(安全基準) 第2条 条例第7条第1項の規則で定める安全基準は、 <u>別表</u> の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるとおりとする。 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、 <u>別表</u> の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。 (許可の申請等)
第6条 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 (3) 検査は、前号の規定により採取された試料ごとに、 <u>別表第1</u> の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。 4 略 (土砂等の搬入の届出)	第6条 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 (3) 検査は、前号の規定により採取された試料ごとに、 <u>別表</u> の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。 4 略 (土砂等の搬入の届出)
第9条 略 2・3 略 4 前項の地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う土砂等の地質分析は、それぞれ <u>別表第1</u> に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。	第9条 略 2・3 略 4 前項の地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う土砂等の地質分析は、それぞれ <u>別表</u> に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

現行	改正案																								
<p>5・6 略 (地質検査等)</p> <p>第12条 略 (1)～(3) 略 (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2 略 <u>別表第1</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td><td>検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下</td><td>日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2, 55.3又は55.4に定める方法</td></tr> <tr> <td>全シアン</td><td>検液中に検出されないと。</td><td>規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</td></tr> <tr> <td>有機燐</td><td>検液中に検出されないと。</td><td>昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメト</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準値	測定方法	カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2, 55.3又は55.4に定める方法	全シアン	検液中に検出されないと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	有機燐	検液中に検出されないと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメト	<p>5・6 略 (地質検査等)</p> <p>第12条 略 (1)～(3) 略 (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2 略 <u>別表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td><td>検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下</td><td>日本産業規格(以下「規格」という。)K0102—3の14.3, 14.4又は14.5に定める方法</td></tr> <tr> <td>全シアン</td><td>検液中に検出されないと。</td><td>規格K0102—2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4, 9.5, 9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法</td></tr> <tr> <td>有機燐</td><td>検液中に検出されないと。</td><td>規格K0102—4の7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102—4の7.2.1,</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準値	測定方法	カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102—3の14.3, 14.4又は14.5に定める方法	全シアン	検液中に検出されないと。	規格K0102—2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4, 9.5, 9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法	有機燐	検液中に検出されないと。	規格K0102—4の7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102—4の7.2.1,
項目	基準値	測定方法																							
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2, 55.3又は55.4に定める方法																							
全シアン	検液中に検出されないと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法																							
有機燐	検液中に検出されないと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメト																							
項目	基準値	測定方法																							
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102—3の14.3, 14.4又は14.5に定める方法																							
全シアン	検液中に検出されないと。	規格K0102—2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4, 9.5, 9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法																							
有機燐	検液中に検出されないと。	規格K0102—4の7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102—4の7.2.1,																							

現行			改正案		
		シにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)			<u>7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)</u>
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法	鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102—3の13.2, 13.3, 13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法	六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102—3の24.3(24.3.7を除く。)に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法	ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102—3の20.2, 20.3, 20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
略			略		
アルキル水銀	検液中に検出されないと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法	アルキル水銀	検液中に検出されないと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
略			略		
ジクロロメ	検液1リットルにつき0.02	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又	ジクロロメ	検液1リットルにつき0.02	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に

現行			改正案		
タン	ミリグラム以下	は5.3.2に定める方法	タン	ミリグラム以下	定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法</u>	四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法</u>
略					
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法</u>	1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は 5.3.2に定める方法</u>
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1 ミリグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2又 は5.3.2に定める方法</u>	1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1 ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に 定める方法</u>
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04 ミリグラム以下	シス体にあっては <u>日本産業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定め る方法</u> , トランス体にあっては <u>日 本産業規格K0125の5.1, 5.2又は 5.3.1に定める方法</u>	1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04 ミリグラム以下	シス体にあっては <u>規格K0125の 5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法</u> , トランス体にあっては <u>規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定め る方法</u>
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法</u>	1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法</u>
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法</u>	1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法</u>
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法</u>	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	<u>日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法</u>	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法</u>

現行			改正案		
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
略			略		
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法	セレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格K0102—3の26.2, 26.3又は26.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第3文及び規格	ふつ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格K0102—2の5.2及び5.3, 5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。), 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フエノールフタレイン溶液を加え

現行		改正案	
	<u>34の備考1を除く。)に定める方法</u> (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法		<u>ず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び<u>5.5又は5.2及び5.6</u>に定める方法</u>
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	<u>規格47.1, 47.3又は47.4</u> に定める方法	ほう素 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 <u>規格K0102—3の5.2, 5.5又は5.6</u> に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	1, 4—ジオキサン 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考		備考	
1~3 略		1~3 略	
4 六価クロムの項目について、 <u>規格65.2.6</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、 <u>日本産業規格K0170.7</u> の7に定める操作を行うものとする。		4 六価クロムの項目について、 <u>規格K0102—3の24.3.2</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、 <u>規格K0170.7</u> の7に定める操作を行うものとする。	
5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、 <u>日本産業規格K0125</u> の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と <u>日本産業規格K0125</u> の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、 <u>規格K0125</u> の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と <u>規格K0125</u> の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

様

発行番号

分析機関名

代表者

印

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。
(検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/L			0.003	
全シアン	mg/L			不検出	
有機燐	mg/L			不検出	
鉛	mg/L			0.01	
六価クロム	mg/L			0.05	
砒素	mg/L			0.01	
総水銀	mg/L			0.0005	
アルキル水銀	mg/L			不検出	
PCB	mg/L			不検出	
ジクロロメタン	mg/L			0.02	
四塩化炭素	mg/L			0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L			0.002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/L			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L			0.006	
トリクロロエチレン	mg/L			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/L			0.01	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L			0.002	
チウラム	mg/L			0.006	
シマジン	mg/L			0.003	
チオベンカルブ	mg/L			0.02	
ベンゼン	mg/L			0.01	
セレン	mg/L			0.01	
ふつ素	mg/L			0.8	
ほう素	mg/L			1	
1, 4-ジオキサン	mg/L			0.05	
農用地 田に限る	砒素 銅	mg/kg		15 125	含有試験
検体の性状	形状		色	におい	
備考	発生場所： 発生事業者名：		工事名：		

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：

排水汚染状況測定(濃度)結果証明書

年 月 日

様

発行番号

分析機関名

代表者

(印)

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(検体区分)

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/L			0.003	
全シアン	mg/L			不検出	
有機燐	mg/L			不検出	
鉛	mg/L			0.01	
六価クロム	mg/L			0.05	
砒素	mg/L			0.01	
総水銀	mg/L			0.0005	
アルキル水銀	mg/L			不検出	
PCB	mg/L			不検出	
ジクロロメタン	mg/L			0.02	
四塩化炭素	mg/L			0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L			0.002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/L			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L			0.006	
トリクロロエチレン	mg/L			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/L			0.01	
1, 3-ジクロロプロパン	mg/L			0.002	
チウラム	mg/L			0.006	
シマジン	mg/L			0.003	
チオベンカルブ	mg/L			0.02	
ベンゼン	mg/L			0.01	
セレン	mg/L			0.01	
ふつ素	mg/L			0.8	
ほう素	mg/L			1	
1, 4-ジオキサン	mg/L			0.05	
銅	mg/L			—	
浮遊物質量	mg/L			—	
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名及び事業者の所在地:				